

第 号

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

{	(イ) 第41条	}	
	{		}
	(a) 新築されたもの		
	(b) 建築後使用されたことのないもの		
	} 特定認定長期優良住宅		
(c) 新築されたもの			
(d) 建築後使用されたことのないもの			
(ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)			

の規定に基づき、下記の家屋 { 平成 年 月 日 { (ハ)新築 } } がこの規定に
{ (ニ)取得 }

該当するものである旨の証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	大和高田市
家屋番号	
取得の原因(移転登記の場合)	

平成 年 月 日

大和高田市長

(注意) { }の中は、該当するものをそれぞれ 印で囲む。